

東庄町有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町の新たな財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、町の財産を活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報紙
- (2) 町のホームページ
- (3) 町が作成する印刷物
- (4) 町が保有する建物、工作物又は車両
- (5) その他広告媒体として活用できると認められるもの

(広告の範囲)

第3条 この告示において、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 町税を滞納している者の広告
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

2 前項に規定する広告の範囲の細目その他必要な事項については、別に定める。

(広告媒体の種類等)

第4条 広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
 - (2) 広告の規格
 - (3) 掲載位置
 - (4) 掲載期間
 - (5) 広告掲載料
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項
- (広告の募集)

第5条 町長は、広告媒体に広告を募集するときは、その種類ごとに町の広報誌、ホームページ等に募集内容等を掲載するものとする。

(掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、東庄町有料広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第7条 町長は、前条の申込みがあったときは、当該広告に関する審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告の掲載の可否を決定したときは、東庄町有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は東庄町有料広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(広告掲載の疑義)

第8条 町長は、広告掲載の可否について疑義が生じたときは、次条第1項に規定する東庄町広告審査委員会に意見を求めることができる。

(審査機関)

第9条 前条の規定による意見の求めに応じ、広告掲載の可否について審査するため、東庄町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は、総務課長をもって充て、委員は、町民課長、まちづくり

課長、健康福祉課長、教育課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

4 委員会の庶務は、総務課企画財政係において処理する。

(委員会の開催)

第10条 委員会は、第8条の規定による意見の求めがあった場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が召集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告内容の協議)

第11条 広告の内容、デザイン等は、町の信用性、信頼性等を損なうことのないよう、申込者及び町の間で協議及び調整ができる。この場合において、申込者は、正当な理由があるとき以外は訂正、削除等に応じるものとする。

(掲載料の納入)

第12条 広告掲載の決定通知を受けた者は、町長の指定する期日までに掲載料を町の指定する金融機関に納入しなければならない。

(掲載料の還付等)

第13条 納入済みの掲載料は、還付しない。ただし、申込者の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(申込者の責任)

第14条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 広告原稿等の作成並びに広告の表示及び撤去（印刷物に係るものを除く。）に要する経費は、申込者が負担するものとする。

(広告掲載の取消し)

第15条 町長は、町の行政運営上支障があるとき、又は指定の期日までに掲載

料の納入がなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。